

二国間クレジット制度（JCM）に関する最新の取組状況

平成29年1月
環境省 地球環境局
地球温暖化対策課 市場メカニズム室
室長補佐 小坏 一久

パリ協定の実施指針に係る交渉の進捗

COP22での交渉成果

- COP22では、下記主要論点を中心とした各種実施指針等の内容（以下「ルールブック」。）に関する議論を本格的に開始。
- 今後も全ての国の参加の下で交渉を行い、2018年までにルールブックを策定することを決定。また、次回交渉（2017年5月）までの具体的なワークプランを決定。

ルールブックの主な内容

- **緩和**：各国の約束（NDC：削減目標）において含まれるべき情報やアカウンティングに関するガイダンス
※各国はNDCを5年毎に提出・更新。なお、日本のNDCは、2030年度に2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%）。
- **市場メカニズム**：二国間クレジット制度（JCM）を含む協力的アプローチに関するガイダンスや、国連管理型メカニズムの運用方法に関する実施細則
- **適応**：適応報告書の目的、記載事項、提出方法・頻度等に関するガイダンス
- **透明性**：パリ協定実施に係る報告・レビューや、それぞれの途上国の能力に応じて付与される柔軟性の運用等に関する方法・手順・ガイドライン
- **グローバルストックテイク**：活用すべき情報、実施方法、実施形式、成果物の活用方法
※グローバルストックテイクは、パリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた世界全体の進捗状況を定期的に確認し、各国がそれぞれの取組を強化するための情報提供を行う仕組み。2023年に第一回を、それ以降5年毎に実施。

COP22における市場メカニズムに関する議論

協力的アプローチに関するガイダンス（パリ協定第6条2項）

国連管理型メカニズムのルール・実施細則（パリ協定第6条4項）

非市場アプローチの枠組下の作業計画（パリ協定第6条8項）

交渉の主な内容と決定事項

- 2018年までの作業や論点について科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTA）にて議論。
- 各国から**意見表明書**の提出を要請（2017年3月17日締切）
 - ・ 実施に向けて検討すべき要素
 - ・ 包括的な課題
 - ・ パリ協定及び条約における他の条項との関係
- **「ラウンドテーブル・ディスカッション」**を次回の補助機関会合（2017年5月）に開催。

3

JCMパートナー国会合及び関連サイドイベントの実施



第4回JCMパートナー国会合
2016年11月17日（現地時間16日）
於・COP22ジャパンパビリオン
（前列中央：山本大臣）

【出席者】 日本国 山本環境大臣

モンゴル バトジャルガル環境・観光省気候変動特使
パングラदेश マンジュ環境森林大臣
エチオピア セレン水灌漑電力大臣
ケニア オメディ環境・天然資源省気候変動事務局課長代理
モルデブ イブラム環境・エネルギー大臣
ベトナム ナン天然資源環境省副大臣
ラオス サハンフェット外務省副大臣
インドネシア リサル経済担当調整大臣府次官補

コスタリカ エスペレッタ環境エネルギー大臣
パラオ マーサイ大統領府国家環境計画官
カンボジア パリス国家持続可能な開発委員会事務局次長
メキシコ ブランコ環境天然資源省計画・環境政策局気候変動事業副局長
サウジアラビア タハ・サッリ石油鉱物資源省コンサルタント
チリ グアイキル外務省気候変動・持続開発課政府代表副団長
ミャンマー ユー・オウン・ウイン天然資源・環境保全大臣
タイ プラセック・タイ温室効果ガス管理機構事務局長

- ・ JCMのパートナー国（16か国）から閣僚を含むハイレベルの代表者が出席しハイレベル会合を開催。JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくことを確認した。
- ・ その他、我が国より山本環境大臣が参加した炭素市場プラットフォームに関するサイドイベントや、JCMに関する各国との会合を複数実施。

4

JCMパートナー国

日本は、2011年から開発途上国とJCMに関する協議を行ってきており、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピンとJCMを構築。



二国間クレジット制度 (JCM) 及び資金支援事業

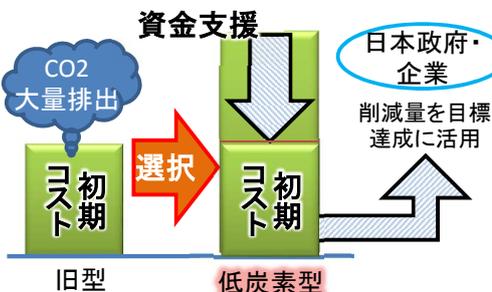
COP21首脳会合



<COP21首脳会合 安倍総理スピーチ (平成27年11月30日)>

「先進的な低炭素技術の多くは、途上国にとってなかなか投資回収を見込みにくいものです。日本は、二国間クレジット制度などを駆使することで、途上国の負担を下げながら、画期的な低炭素技術を普及させていきます。」

- JCMは日本がリーダーシップを発揮して世界に先駆けて実現した制度であり、国際的にも認められてパリ協定に盛り込まれた。
- 17か国のパートナー国と協力してJCMを実施しており、国際貢献の要。

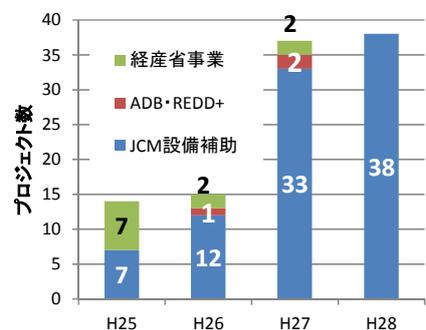


<JCM資金支援事業の意義>

- 初期コストがネックで普及されない低炭素技術について、資金支援により初期コストを低減することで普及を促進。
- 世界全体の排出削減に貢献するとともに、実現されるCO2削減量のうち1/2以上を日本の削減目標達成に活用
- 民間企業の海外展開も実現するため、日本にも大きく裨益

<環境省資金支援事業による実績>

- 現在、候補を含むJCMプロジェクト (104件) のうち93件を実施 (設備補助: 90件、ADB・REDD+: 3件、経産省事業: 11件)
- CO2削減量は合計で年間約46万tCO2/年。2030年度までの累積では約460万トンの見込み。
- これまでに5件から、約490トンのクレジットを発行済み。このうち約7割を日本政府が獲得済み。

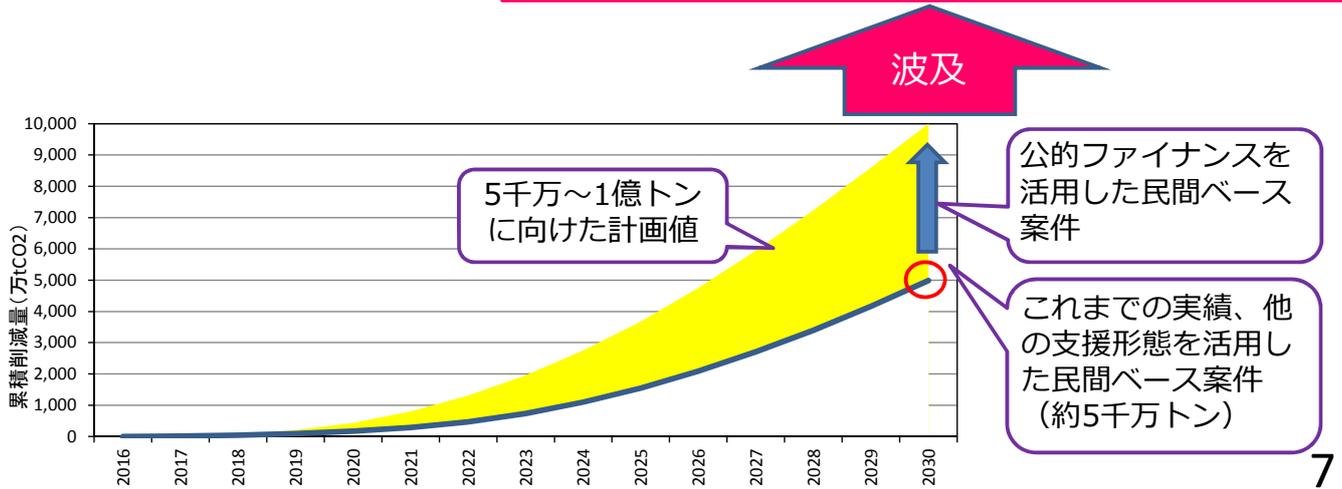


JCMにおける目標

<地球温暖化対策計画、日本再興戦略における目標>

- JCMの構築・実施により、**2030年度までの累積で5千万～1億tCO2の国際的な排出削減・吸収量**を目指している。
- 設備補助事業の執行の効率化や、出口戦略として他の支援形態の活用により民間ベース案件の促進を図りつつ、2017年度以降も案件の形成を推進。2030年度までの累積削減量は**約5千万トン**に達する見込み。
- さらに公的ファイナンスを活用した民間ベース案件を組み合わせることで、1億トンの排出削減に向けてより**効果的・効率的に案件の形成を推進**。

途上国に「優れた低炭素技術はトータルコストを低減できる」という**認識を定着**させ、**自立的に普及**



今後の方向性

低炭素技術は、ランニングコスト（電気代・燃料費等）が下がるので**トータルでは経済的だが**、途上国では特に**初期コストで投資判断されるため、普及していない**。

※事業者アンケート(2015年9月、野村総合研究所)では事業化の課題として「価格競争力の確保」が一番多く挙げられている

- **普及初期の案件に限定**して、初期コスト（設備導入費用）を補助することで、**途上国でもトータルコストによる投資判断が定着**するよう、**普及の突破口**を開く。
- 設備補助事業の実績を積み重ねるとともに、投資回収の実績・効果を各国内で幅広く情報発信することで、途上国が自ら**優れた低炭素技術を選定**ようになる。
※設備補助事業で採択している技術の投資回収年数は平均約6年
- PDCAサイクルにより設備補助事業の**執行を更に効率化**（補助率の更なる引き下げ、費用対効果の審査基準の厳格化）

波及

波及

波及

民間プロジェクト

民間プロジェクト

民間プロジェクト

→ トータルの経済性での評価が定着されてきた国・技術では、速やかに**民間ベース案件を促進**するため、設備補助以外の支援形態（リース補助、出資、ADBを活用したツーステップローン等）により、民間主導のJCMを促進

→→ **民間資金による事業展開**

出口戦略

JCMにおける各種手続きの所要日数（CDMとの比較）

| 手続きのステップ | 所要日数 | |
|--|--------------------------|--------------------|
| | JCM | CDM |
| 方法論に係るパブリックコメント開始 ～ 方法論承認まで | <u>64</u> 日 ¹ | 288 日 ² |
| プロジェクト登録に係るパブリックコメント開始 ～ プロジェクト登録申請まで | <u>49</u> 日 ¹ | 385 日 ³ |
| プロジェクト登録申請 ～ 登録まで | <u>47</u> 日 ¹ | 95 日 ³ |
| クレジット発行申請 ～ 発行まで | <u>14</u> 日 ¹ | 85 日 ⁴ |

出典: 1 JCM website
 2 CDM pipeline (UNEP RISO)
 3 IGES CDM Project Database
 4 IGES CDM Monitoring and Issuance Database
 (平成28年11月24日時点)

9

パートナー国ごとの進捗状況(2017年1月12日時点)

| パートナー国 | 署名時期 | 合同委員会の開催数 | プロジェクトの登録数 | 方法論の採択数 | 資金支援事業・実証事業の件数(H25-28) |
|---------|----------|-----------|------------|---------|------------------------|
| モンゴル | 2013年1月 | 4回 | 2件 | 3件 | 5件 |
| バングラデシュ | 2013年3月 | 3回 | | 1件 | 6件 |
| エチオピア | 2013年5月 | 2回 | | 1件 | 2件 |
| ケニア | 2013年6月 | 2回 | | 1件 | 4件 |
| モルディブ | 2013年6月 | 2回 | | 1件 | 3件 |
| ベトナム | 2013年7月 | 5回 | 4件 | 6件 | 17件 |
| ラオス | 2013年8月 | 2回 | | 1件 | 2件 |
| インドネシア | 2013年8月 | 5回 | 6件 | 10件 | 26件 |
| コスタリカ | 2013年12月 | 1回 | | | 2件 |
| パラオ | 2014年1月 | 4回 | 3件 | 1件 | 3件 |
| カンボジア | 2014年4月 | 2回 | | 1件 | 5件 |
| メキシコ | 2014年7月 | 1回 | | | 2件 |
| サウジアラビア | 2015年5月 | 1回 | | | 1件 |
| チリ | 2015年5月 | 1回 | | | 1件 |
| ミャンマー | 2015年9月 | 1回 | | | 5件 |
| タイ | 2015年11月 | 2回 | | 2件 | 21件 |
| 合計 | 16か国 | 38回 | 15件 | 28件 | 105件 |

10

H28年度の環境省によるJCMプロジェクト開発及び情報普及

JCM案件開発

- パートナー国におけるJCMプロジェクト開発のため、技術、資金、パートナーシップ等の側面から**障壁やニーズを特定し**、コンサルテーションや企業同士のマッチングを通じて、それらの**障壁への解決策を提供する**。
- ワークショップ、セミナー、研修、サイト訪問等を実施することにより、JCMのルール及びガイドライン類やMRV方法論の理解を促進し、**JCMプロジェクト実施のための全般的な能力の強化を行う**。
- 期待される排出削減量を考慮しつつ投資計画を検討するため、特定の案件に関する**案件形成調査を実施する**。これまでの調査報告書は下記のURL参照：
<<http://gec.jp>>



案件形成調査の種類

都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業
JCM大規模削減案件形成可能性調査事業



情報普及

- **新メカニズム情報プラットフォーム**においてJCMの各種最新情報並びに日本政府によるJCM資金支援事業等の関連プログラムに関する情報を掲載
<<https://www.facebook.com/jcm.oecc/>>
<<http://www.mmechanisms.org/>>
- **メルマガ** や関連最新情報を定期的に配信。下記のURLから登録：
(日) <<http://www.mmechanisms.org/newsletter/index.html>>
(英) <<http://www.mmechanisms.org/e/newsletter/index.html>>

フェイスブックでも最新情報を提供中

